



平成 25 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 燦ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 古内 耕太郎
(コード番号 9628 東証・大証 第1部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 (IR担当)
鈴江 敏一
(TEL 06-6226-0038)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 22 年 6 月 24 日開催の当社第 81 期定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）の更新につき、株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧プランの有効期間は、平成 25 年 6 月下旬開催予定の第 84 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、平成25年5月13日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を一部変更するとともに、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、旧プランの内容を一部改定したうえ、更新すること（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）といたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。なお、本プランの具体的内容を決定した当社取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役4名が出席し、その全員が本プランへの更新に賛成しております。旧プランからの主な変更点は、本新株予約権の無償割当てその他本プランの発動においてとりうる施策の見直しを行ったこと、その他所要の修正であります。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値は、①事業に携わる人材、②立地や内部設備面で利便性の高い葬祭専用施設、③葬祭サービスの主要構成部分（車両運行、生花、料理、サービススタッフ、返礼品・仏壇等）の調達力、④長年の施行経験に基づく運営ノウハウ、及び⑤企業の担当部門との人的な信頼関係や「社葬セミナー」等の企画運営力などをその源泉としております。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

(1) 当社の経営理念及び事業

当社は、昭和7年の創業以来、個人葬から社葬・団体葬など大規模葬儀まで、あらゆる葬祭ニーズに対して質の高いサービスを提供することにより社会に役立つことを使命としてまいりました。

当社には、一種のベンチャーとして、当時の葬祭業界としては珍しい株式会社組織で発足したことに象徴される進取の精神が脈々と流れております。戦後では、近代的葬祭会館の先駆をなす千里会館の開設、業界初の株式上場、首都圏への進出、そして

持株会社制への移行といった、企業として節目の意思決定においてこの精神を發揮してまいりました。2009年4月には、予想される社会環境及び顧客、競合の変化をふまえ、当社グループの将来あるべき姿を「10年ビジョン」として定め、同時に創業以来大切にしてきた価値観と将来への思いを結晶化し、社員の価値判断の基軸とするとともにグループの求心力の核として、経営理念を再定義いたしました。その経営理念とは、「私たちは、大切な人との最後のお別れを尊厳あるかたちでお手伝いします。そして、それにとどまらず、人生のマイナスからプラスへのステップを支える最良のパートナーを目指します」というものです。

経営理念を具体的に実行する為、当社の将来のあるべき姿（「10年ビジョン」）として、顧客へ提供する価値においては、葬儀にとどまらず、亡くなられた方のご家族のパートナーとしてのサービスの提供及び長期的リレーションシップに取り組んでいます。また、事業の中核である葬祭サービスについて、それを担うのは「人」とあるという観点から、業界で抜きん出た人材層の厚みの実現というあるべき社員の姿に資するものとして、チャレンジを奨励する組織風土の下、努力が報われる人事評価・報酬制度の確立、ワーク・ライフ・バランスの向上を目指しています。

さらに、経営理念を社員の日々の行動へ落とし込むための行動規範として、

- ・かかわりのあるすべての人たちを〈人〉として尊重すること
- ・地域に根ざす慣習や伝統を重んじながら、新しい時代のニーズを取り入れ、多様な価値を創造し続けること
- ・相利（そうり）共生の精神のもと、地域社会の一員としての自覚を持ち、地域の活動に参加すること

などを制定しており、これらを実践してまいります。

(2) 企業価値の源泉についてと企業価値向上への取組み

当社グループの企業価値は、①事業に携わる人材、②立地や内部設備面で利便性の高い葬祭専用施設、③葬祭サービスの主要構成部分（車両運行、生花、料理、サービススタッフ、返礼品・仏壇等）の調達力、④長年の施行経験に基づく運営ノウハウ、及び⑤企業の担当部門との人的な信頼関係や「社葬セミナー」等の企画運営力など、と考えております。その中で最も大切なものは「人」そのものであり、これこそが企業価値の主要な源泉と認識しております。

また、当社には、創業80年の歴史に裏付けられた知識と経験があり、それらを体現する「人」がいます。お客様のご家族の状況や要望を把握し、オーダーメイドできる知識、経験、対応力に富んだプロフェッショナル人材こそが、当社グループのコア・コンピタンス＝競合他社に対する持続的優位性であると考えております。

儀式やサービスを通じて故人を尊厳あるかたちでお送りし、遺族の悲しみをケアするといった葬儀本来の役割を認識した上で、①個々のお客様に応じてカスタマイズされた「ホスピタリティサービス」を提供すること、②お客様の変化を察知し新たな葬

儀スタイルを提案することが、時代の変化に対応するために求められていると考えております。

したがって、企業価値向上への取り組みとして、社員が自分の仕事にやりがいを見出し、誇りと安心感をもって働ける環境づくりが必要であると考えており、その一環として、2012年4月に新人事制度を導入いたしました。これにより、社員の内発的動機を高め、先に述べた「ホスピタリティサービス」すなわち、個々のお客さまに応じた質の高い葬祭サービスの提供を目指してまいります。

こうした、従業員満足度の向上と顧客満足度の向上を実現することが、企業価値の向上を通じた社会への貢献であり、ひいては株主の皆様共同の利益の最大化につながるものと考えております。

具体的な施策に関しましては、新たに策定した中期経営計画（2013年度～2015年度）においては、引き続き理念と行動規範の浸透に取り組むとともに、前中期経営計画で未完了の基盤整備を完遂いたします。さらに、2009年に策定したビジョンを見直し、従来からのコア・コンピタンスである「ホスピタリティサービス」を進化させ、以下の顧客価値の提供を中長期的に目指します。

①東西の大都市圏を中心とした営業エリアの拡大

M&Aやアライアンスなどを実施することで全国ネットワークを確立し、葬祭サービスでの全国ブランドを目指す旧ビジョンに代えて、新ビジョンでは東西の大都市圏を中心に積極的な営業エリアの拡大による有機的成長を目指しております。そのために、主に(株)公益社の東西エリアを中心に毎年複数の営業所や会館を、原則として低コスト・低コストオペレーションで、ドミナント的に展開していきます。

②小規模葬儀市場への積極的対応

旧ビジョン策定時には、あえて戦略的にターゲット市場とは位置づけなかった小規模葬儀市場（直葬や低価格・簡易型の家族葬などの市場）に対し、営業努力を強化してまいります。

③ライフエンディングサービス業への進化を目指した多角化

旧ビジョンでは、葬儀周辺でのライフサポートを実施し一定の成果を挙げましたが、新ビジョンでは、ご遺族や高齢者層のライフエンディング・ステージにサービスの幅を広げ、生活支援事業での多角化を図り、低減傾向にある「葬儀単価」に対して、「顧客単価」に視点を変えて事業展開することで更なる成長性を確保することを考えております。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為又はその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランの発動に係る手続」ご参照）。

(b) 新株予約権無償割当て等の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社グループの企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」ご参照）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第 277 条以降に規定されます。）により割り当て、又はその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策¹を講じます（以下、それらの施策を合わせて「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の関与

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙 1 ご参照）に従い、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は (iii) 社外の有識者で、当社経営陣から独立した者のいずれかに該当する委員 3 名以上から構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様へ適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。また、当社取締役会は、これに加え、本プラン所定の場合には、株主意思確認のための株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主の皆様意思を確認することがあります。

¹ 具体的には、株主総会において買付者等に対し買付等の中止を求める決議を行うことなどが考えられます。

なお、本プラン更新当初の独立委員会は、独立性の高い社外取締役 1 名及び社外監査役 3 名により構成される予定です。その委員の氏名及び略歴は別紙 2 のとおりです（更新後の独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については別紙 1 ご参照）。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大で約 50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が 20%以上となる買付等

② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶に係る株券等の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下、本書において別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下、本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。以下、本書において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下、②において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下、本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下、本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下、本書において同じとします。

記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内（初日不参入。以下、特に断らない限り期間の計算方法につき同様とします。）に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社の定める様式により提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は当社取締役会を通じて、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供して頂きます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の取引の詳細、その結果等を含みます。また、すでに当社の株主の場合は全ての株主名も提供していただきます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑤ 買付等の後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付等の後の当社及び当社グループの企業価値を継続的、安定的に向上させるための施策及び当該政策が当社及び当社グループの企業価値を向上させ

⁹ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。以下、本書において同じとします。

ると認める根拠

- ⑦ 買付等の後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(e)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から意向表明書、買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限（当社グループの事業の規模、社会性及び特殊性等に鑑み、原則として60日間を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報等の提示を要求した場合には）当社取締役会から、独立委員会が十分と認める情報等を受領してから原則として60日間が経過するまでに（但し、下記(e)③に記載する場合などには、独立委員会は当該期間を30日間を限度として延長することができるものとします。以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、必要と認める場合には、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、直接又は当社取締役会を通じて、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他

の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合でも、予め当該実施に関して下記(g)に基づき株主総会の承認を得るべき旨の勧告をすることができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当て等の実施前日までの間、その中止等の勧告(例えば、新株予約権の無償割当ての場合には、行使期間開始日(下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。)の前日までの間、(無償割当ての効力発生時まで)本新株予約権の無償割当ての中止、又は(無償割当ての効力発生時の後は)本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告)を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当て等を実施することもしくは行使を認めることが相当でなくなった場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」に定める要件のいずれにも該当しない又は該当しても本新株予約権の無償

割当て等を実施することが相当でないとは判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当て等の不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記①前段の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等の勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が本プランの発動の延期を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時までには、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30 日間を上限とします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会が本プランの不発動の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。但し、下記(g)に基づき株主意思確認のための株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従うものとします。

(g) 株主意思確認のための株主総会の開催

当社取締役会は、独立委員会が株主意思確認のための株主総会の開催を勧告する場合には、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施の承認等を議案とする株主総会の招集手続を速やかに行うものとします。当社取締役会は、当該株主総会の招集手続を実施する際、買付説明書及び本必要情報の概要、当社取締役会の意見及び独立委員会の勧告等、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに関係法令等及び金融商品取引所規則に従って情報開示を行います。

なお、株主総会の開催の前提として、当社取締役会は、速やかに、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「意思確認総会議決権基準日」といいます。）を定め、当該基準日の 2 週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使できる株主は、意思確認総

会議決権基準日における最終の株主名簿に記録された株主とします。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものとします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものとします。なお、買付者等は、当該株主総会において本新株予約権無償割当て等に関する決議を行うまでの間、買付等を行ってはならないものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認のための株主総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当て等の要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(f)に記載される当社取締役会の決議又は(g)に記載される株主総会の決議により、本新株予約権の無償割当て等を実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当て等を実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることになります。

記

(a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合

(b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(c) 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式

買付けを行うことをいいます。) 等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

- (d) 買付等の条件 (買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。) が当社の企業価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付等である場合
- (e) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係又は当社グループのブランド価値、企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく毀損することが客観的・合理的に判断できる買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議 (以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。) において別途定める一定の日 (以下「割当期日」といいます。) における当社の最終の発行済株式総数 (但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。) と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権 1 個の目的である株式¹⁰の数 (以下「対象株式数」といいます。) は、1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限として当社株式の 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。時価とは、新株予約権無償割当て決議に先

¹⁰ 将来、当社が種類株式発行会社 (会社法第 2 条第 13 号) となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式 (普通株式) と同一の種類株式を指すものとします。

立つ 90 日間（取引が成立しない日を除きます。）の大阪証券取引所（但し、主たる取引所が変更された場合には、それに従うものとします。）における当社株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記 (i) 項②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者¹¹、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者¹²、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹³（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

¹¹ 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20% 以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下、本書において同じとします。

¹² 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注 11 において同じとします。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注 11 において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20% 以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下、本書において同じとします。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。）をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式等を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式等を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(5) 当社取締役会が本新株予約権の無償割当て等の実施のために株主総会に提出する議案の内容

当社取締役会が本新株予約権の無償割当て等の実施のために株主総会に提出する議案の内容は、本新株予約権の無償割当ての場合には原則として上記 3. (4)「本新株予約権の無償割当ての概要」で定めた内容とし、その他の施策の場合にもこれに準じて施策の概要が明らかになる内容とします。

(6) 本プランの更新手続

本プランの更新については、当社定款第 12 条の規定に基づき、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任することについて、本定時株主総会において決議していただくことを条件とします。

(7) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間（本プランにおける本新株予約権の無償割当ての実施に関する事項の決定権限の委任を含みます。以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、上記(6)「本プランの更新手続」の本定時株主総会決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思確認の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

(2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、本定時株主総会において本プランにつき承認決議がなされることを条件として本プランを更新させていただく予定です。具体的には、上記3.(6)「本プランの更新手続」に記載したとおり、当社株主総会において、定款の定めに基づく本プランに係る委任決議がなされることにより、本プランは更新されます。

また、上記3.(7)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、又は株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの更新及び廃止は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記 3. (2)「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、独立委員会は、当社経営陣から独立性の高い (i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は (iii) 社外の有識者で、当社経営陣から独立した者のいずれかに該当する委員 3 名以上で構成いたします（独立委員会の委員選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙 1 ご参照。当初の独立委員会の委員は別紙 2 ご参照。）。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 3. (2) (d)「独立委員会による勧告等の手続」及び 3. (3)「本新株予約権の無償割当て等の要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができますものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 3. (7)の「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役に、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役の任期は 1 年であるため、本プランはス

ローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主の皆様等への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て等自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会又は株主総会において、新株予約権無償割当て決議を行った場合には、新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(a)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(b)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式 1 株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1 株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1 株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付け等を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

(a) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、

本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。) その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内であつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、対象株式数1株当たり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることとなります。

(b) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、その他の施策の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て等に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役（選任される予定の者を含む。）又は(ii)当社社外監査役（選任される予定の者を含む。）、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務もしくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、速やかに上記選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当て、その他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策（以下、それらの施策を合わせて「本新株予約権の無償割当て等」といいます。）の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、①に定める本新株予約権無償割当て等の実施につき、株主意思確認のための株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権無償割当て等の実施もしくは不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ③ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 買付者等との交渉・協議
 - ⑥ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑦ 本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主意思確認総会招集の要否の判断
 - ⑧ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑨ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑩ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は当社取締役会を通じて、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員略歴

本プラン更新当初の独立委員会の委員は、以下の4名を予定しております。

森野 実彦（もりの じつひこ）

【略 歴】

昭和14年10月2日生

昭和49年 4月 弁護士登録 大阪弁護士会所属(現在)

平成 4年 4月 大阪弁護士会常議員

平成 6年 6月 東和薬品株式会社 社外監査役(現在)

平成12年 6月 当社監査役(現在)

平成13年 4月 大阪弁護士会監事

森野実彦氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

秋山 哲（あきやま てつ）

【略 歴】

昭和9年11月23日生

昭和32年 4月 株式会社毎日新聞社入社

昭和55年 4月 同社大阪本社経済部長

昭和61年 6月 同社大阪本社編集局長

昭和63年 6月 同社経営企画室長

平成 3年 6月 同社取締役広報担当兼東京本社副代表兼C I 事務局長

平成 6年 6月 同社常務取締役広告担当

平成 6年10月 同社常務取締役東京本社代表

平成 8年 6月 株式会社東都春陽堂 代表取締役社長

平成10年 4月 奈良産業大学経済学部教授

平成15年 1月 経済学博士（同志社大学）

平成17年 4月 未来学園前橋医療福祉専門学校非常勤講師

平成19年 6月 当社監査役（現在）

秋山 哲氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

榎本 圭吾（えのもと けいご）

【略 歴】

昭和17年5月30日生

昭和37年 4月 大阪国税局総務部総務課採用

昭和55年 7月 此花税務署法人税部門上席国税調査官

昭和63年 7月 大阪国税局調査部総括主査

平成 4年 7月 堺税務署副署長

平成 6年 7月 大阪国税局調査第一部特別国税調査官

平成 7年 7月 大阪国税局調査第一部統括国税調査官

平成10年 7月 岸和田税務署長

平成12年 8月 税理士登録 日本税理士会連合会所属（現在）

平成19年 6月 当社監査役（現在）

榎本圭吾氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

棚橋康郎（たなはし やすろう）

【略 歴】

昭和16年1月4日生

昭和38年4月 富士製鐵株式會社（現 新日鐵住金株式会社）入社

平成 7年6月 新日本製鐵株式會社（現 新日鐵住金株式会社）取締役

平成 9年4月 同社 常務取締役

平成12年4月 新日鐵情報通信システム株式会社（現 新日鐵住金ソリューションズ株式会社）代表取締役社長

平成15年4月 同社 代表取締役会長

平成16年6月 株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役（現在）

平成17年6月 株式会社村田製作所 社外取締役（現在）

平成19年6月 横河電機株式会社 社外取締役（現在）

平成21年9月 株式会社公益社 監査役（現在）

平成22年6月 当社取締役（現在）

棚橋康郎氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、棚橋康郎氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者の要件を満たす社外取締役候補者であり、本定時株主総会において選任された場合には、当社社外取締役に就任する予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

当社の大株主の状況

平成 25 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	所 有 株 式 数	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 社（信託口）	株 317,900	% 5.22
株式会社公益社（京都）	305,700	5.03
銀泉株式会社	279,700	4.60
有限会社ブライト・ウェイ	200,000	3.29
久後 豊子	177,200	2.91
日本生命保険相互会社	169,300	2.78
久後 隆司	163,800	2.69
久後 陽子	159,803	2.63
久後 吉孝	159,800	2.63
播島 幹長	140,703	2.31

- (注) 1. 上記のほか、当社が自己株式 465,351 株を保有しております。
 2. 株式会社公益社（京都）は、当社子会社と同名の、本社を京都市に置く
 葬祭会社であります。当社グループとは出資、人事等の関係はあり
 ません。

以 上